

審 議 結 果 速 報

(令和7年3月24日)

陳 情 7 年 輝 く 鳥 取 第 3 号

鳥 取 県 議 会

陳 情 審 議 結 果

令和 7 年 2 月 定例会

陳情（新規）・地域県土警察常任委員会

受理番号及び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	議決結果
7年－3 (R7.2.14)	輝 く 鳥 取	操縦士の飲酒防止など航空安全の推進を求める意見書の提出について	不 採 択 (R7.3.24)

▶陳情事項

最近、大手航空会社において、操縦士の飲酒など、乗客の安全及び交通の安全に重大な危険を及ぼす行為が多発していることから、その防止に向けて当局において適切な措置を講じることを求める意見書を提出すること。

▶所管委員長報告（R7. 3. 24 本会議）会議録暫定版

航空機の運航に当たっては、航空法において、航空従事者が航空業務を行う場合に携帯しなければならない書類や、航空機乗組員がアルコール等の影響により航空機の正常な運航ができないおそれがある間は、航空業務を行ってはならないことと規定されています。

そして、これらに違反する事案が発生した場合、国土交通大臣は、必要な措置を講ずることを命ずることができることと規定されており、実際、昨年発生した不適切事案に対して業務改善勧告が出されていることから、本県議会として国への意見書提出が必要とは考えられないという意見があり、本件陳情は「不採択」とすべきものと決定いたしました。

▶陳情理由

昨年 12 月 1 日、オーストラリアのメルボルン発成田行き 774 便の機長と副機長が飲酒をしたにもかかわらず、運航を強行した。国土交通省への報告も遅れ、業務改善勧告を受けた。

飲食店で飲酒量は、スパークリングワイン 1 杯ずつとワイン 3 本。J A L の規程を上回っていた。機長は腹痛と偽って出勤を遅らせ、副機長は正式な検査を行わず、アルコールがゼロになるまで 1 人で自主検査を繰り返していた。

実はこのような事態はこれが初めてではない。2018 年と 2019 年にも、J A L はパイロットの飲酒で国交省から事業改善命令を受けている。

別の会社では、静岡県を拠点とするフジドリームエアラインズが本年 2 月 10 日、午前 7 時 35 分発の 351 便（名古屋空港発岩手花巻空港行き）が、本来は携帯すべき操縦士免許の所持をせず運航し、出発空港に引き返した。

何か行動を起こす前に、複数回の読み上げ確認など、ヒューマンエラーを防止するための施策を講じるのがこの業界の常識である。一方で免許保有の有無などの事前チェックをしていなかった。とりわけ前述の飲酒問題は、操縦士の体調にも影響し、ステイ先で認められている飲酒のあり方を含めて、その是非を検討する必要がある。

ついては、本件のような、飲酒事案の再発防止を国の関係部署に求める意見書を提出することを求める。

（参考）<https://news.yahoo.co.jp/articles/f7676b1335f979e23be63c0e7e3b748b25ac7021>

▶提 出 者

倉吉市 個人

現 状 と 県 の 取 組 状 況

2/21 常任委員会資料

輝く鳥取創造本部（観光交流局観光戦略課）

【現 状】

- 1 航空法では、航空従事者の携帯が必要な書類や乗組員のアルコールの影響に関して、以下のとおり規定されている。
 - 第67条（航空従事者の携帯する書類）
航空従事者は、その航空業務を行う場合には、技能証明書を携帯しなければならない。
 - 第70条（アルコール又は薬物）
航空機乗組員は、アルコール又は薬物の影響により航空機の正常な運航ができないおそれがある間は、その航空業務を行ってはならない。
（参考：航空運送事業者に対する規制内容）
 - ・乗務前後のアルコール検査の義務化
 - ・飛行乗務前8時間以内の飲酒の禁止
 - 第104条（運航規程及び整備規程の認可）
本邦航空運送事業者は、国土交通省令で定める航空機の運航及び整備に関する事項について運航規程及び整備規程を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。
- 2 航空法第112条では、上記に違反する事案が発生した場合、国土交通大臣は、輸送の安全を確保するため必要な措置を講ずることを命ずることができるとされている。
- 3 国土交通省は、令和6年12月27日、日本航空に対し「業務改善勧告」を行い、「飲酒対策を含む安全確保に関する社内意識改革」「運航乗務員の飲酒傾向の管理の更なる強化」「アルコール検査体制の再構築」「厳重注意を受けた再発防止策の定着状況の継続的な確認を含む安全管理体制の再構築」を求め、再発防止策を報告するよう指示を行った。
- 4 日本航空は令和7年1月24日、業務改善勧告に対する措置として、「飲酒対策を含む安全確保に関する社内意識改革」「運航乗務員の飲酒傾向の管理の更なる強化」「アルコール検査体制の再構築」「厳重注意を受けた再発防止策の定着状況の継続的な確認を含む安全管理体制の再構築」「運航本部の組織課題に対する対応」の5つの柱からなる再発防止に向けた取り組みを国土交通省に提出した。

【県の取組状況】

航空法に基づく許認可については、国土交通省が所管している。そのため、各航空会社への指導・監督についても、国土交通省が行っており、県は指導・監督権限を有していない。

※参考法令：航空法第67条（航空従事者の携帯する書類）、第70条（アルコール又は薬物）、第104条（運航規程及び整備規程の認可）、第112条（事業改善の命令）